

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 26 日	
大阪府知事 様	
提出者 住 所 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-111 氏 名 日本総合住生活株式会社 大阪支社 取締役 支社長 浅見 健二 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-6969-0724	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大阪府 管轄内事業場
事業場の所在地	大阪府 管轄区域内
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	437,700 万円
③従業員数	376 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	12 t	1 t
	（これまでに実施した取組） ・ 分別の推進 ・ 金属くず、紙くずを有価物処理		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	11 t	1 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 上記を継続し、適正処理に努める		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 【種類】 木くず、紙くず、金属くず、廃プラスチック類、混合廃棄物、繊維くず、がれき類、ガラス・陶磁器くず、石膏ボード、生木 【取組】 種類毎のコンテナ（スペース）を設置し、分別して保管		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 【種類】 コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片 【取組】 より細かく分別を行うよう努める		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
廃プラスチック類	建設工事の木くず	建設工事の繊維くず	建設工事の紙くず
106 t	189 t	24 t	7 t
【目標】			
廃プラスチック類	建設工事の木くず	建設工事の繊維くず	建設工事の紙くず
101 t	180 t	23 t	7 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
310 t	88 t	2 t	178 t
【目標】			
金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
295 t	84 t	2 t	169 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	建設混合廃棄物	がれき類（石綿含有産業廃棄物）
273 t	135 t	353 t	6 t
【目標】			
コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	建設混合廃棄物	がれき類（石綿含有産業廃棄物）
259 t	128 t	335 t	6 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
蛍光灯	廃電気機械器具	廃石綿等（飛散性）	—
1 t	1 t	1 t	— t
【目標】			
蛍光灯	廃電気機械器具	廃石綿等（飛散性）	—
1 t	1 t	1 t	— t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組）		
	・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組）		
	・実施予定なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組）		
・特に実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組）		
・実施予定なし。			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
廃プラスチック類	建設工事の木くず	建設工事の繊維くず	建設工事の紙くず
— t	— t	— t	— t
【目標】			
廃プラスチック類	建設工事の木くず	建設工事の繊維くず	建設工事の紙くず
— t	— t	— t	— t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
廃プラスチック類	建設工事の木くず	建設工事の繊維くず	建設工事の紙くず
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
【目標】			
廃プラスチック類	建設工事の木くず	建設工事の繊維くず	建設工事の紙くず
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
— t	— t	— t	— t
【目標】			
金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
— t	— t	— t	— t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
【目標】			
金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	建設混合廃棄物	がれき類(石綿含有産業廃棄物)
— t	— t	— t	— t
【目標】			
コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	建設混合廃棄物	がれき類(石綿含有産業廃棄物)
— t	— t	— t	— t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	建設混合廃棄物	がれき類(石綿含有産業廃棄物)
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
【目標】			
コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	建設混合廃棄物	がれき類(石綿含有産業廃棄物)
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
蛍光灯	廃電気機械器具	廃石綿等（飛散性）	—
— t	— t	— t	— t
【目標】			
蛍光灯	廃電気機械器具	廃石綿等（飛散性）	—
— t	— t	— t	— t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
蛍光灯	廃電気機械器具	廃石綿等（飛散性）	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
【目標】			
蛍光灯	廃電気機械器具	廃石綿等（飛散性）	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 実施予定なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	12 t	1 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	— t	1 t
	再生利用業者への 処理委託量	12 t	1 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 電子マニフェストに対応可能な業者の選定 ・ 弊社独自の「業者選定チェックシート」にて業者を選定 ・ 年2回委託業者への現地視察を実施 ・ リサイクル率の高い業者を選定 ・ 優良認定業者を選定		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
廃プラスチック類	建設工事の木くず	建設工事の繊維くず	建設工事の紙くず
－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】			
廃プラスチック類	建設工事の木くず	建設工事の繊維くず	建設工事の紙くず
－ t	－ t	－ t	－ t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
廃プラスチック類	建設工事の木くず	建設工事の繊維くず	建設工事の紙くず
106 t	189 t	24 t	7 t
－ t	－ t	－ t	－ t
106 t	189 t	24 t	7 t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
— t	— t	— t	— t
【目標】			
金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
— t	— t	— t	— t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
310 t	88 t	2 t	178 t
— t	— t	2 t	— t
310 t	88 t	2 t	178 t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	建設混合廃棄物	がれき類（石綿含有産業廃棄物）
— t	— t	— t	— t
【目標】			
コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	建設混合廃棄物	がれき類（石綿含有産業廃棄物）
— t	— t	— t	— t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	建設混合廃棄物	がれき類（石綿含有産業廃棄物）
273 t	135 t	353 t	6 t
259 t	114 t	5 t	6 t
273 t	135 t	353 t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
蛍光灯	廃電気機械器具	廃石綿等（飛散性）	—
— t	— t	— t	— t
【目標】			
蛍光灯	廃電気機械器具	廃石綿等（飛散性）	—
— t	— t	— t	— t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
蛍光灯	廃電気機械器具	廃石綿等（飛散性）	—
1 t	1 t	1 t	— t
1 t	— t	1 t	— t
1 t	1 t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全 処 理 委 託 量	11 t	1 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	－ t	1 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	11 t	1 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 排出廃棄物のリサイクルを推進していく		
※事務処理欄			

【目標】			
廃プラスチック類	建設工事の木くず	建設工事の繊維くず	建設工事の紙くず
101 t	180 t	23 t	7 t
－ t	－ t	－ t	－ t
101 t	180 t	23 t	7 t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】			
金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
295 t	84 t	2 t	169 t
－ t	－ t	2 t	－ t
295 t	84 t	2 t	169 t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

(第 5 面)

【目標】			
コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	建設混合廃棄物	がれき類(石綿含有産業廃棄物)
259 t	128 t	335 t	6 t
246 t	108 t	5 t	6 t
259 t	128 t	335 t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】			
蛍光灯	廃電気機械器具	廃石綿等（飛散性）	－
1 t	1 t	1 t	－ t
1 t	－ t	1 t	－ t
1 t	1 t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

●当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④産業廃棄物の一連の処理の工程

【 汚泥 】

- ・収集運搬 ⇒ 脱水・固化 ⇒ 再資源化

【 石膏ボード 】

- ・収集運搬 ⇒ 破砕 ⇒ 再資源化

【 廃油 】

- ・収集運搬 ⇒ 油水分離 ⇒ 燃料化

【 がれき類 】

- ・収集運搬 ⇒ 破砕 ⇒ 再資源化

【 廃プラスチック類 】

- ・収集運搬 ⇒ 破砕 ⇒ 燃料化
- ・収集運搬 ⇒ 破砕 ⇒ 埋立

【 コンクリート破片 】

- ・収集運搬 ⇒ 破砕 ⇒ 再資源化

【 建設工事の木くず 】

- ・収集運搬 ⇒ 破砕 ⇒ 再資源化
- ・収集運搬 ⇒ 破砕 ⇒ 燃料化

【 アスコン破片 】

- ・収集運搬 ⇒ 破砕 ⇒ 再資源化

【 建設工事の繊維くず 】

- ・収集運搬 ⇒ 破砕 ⇒ 燃料化

【 建設混合廃棄物 】

- ・収集運搬 ⇒ 分別・破砕 ⇒ 再資源化

【 建設工事の紙くず 】

- ・収集運搬 ⇒ 圧縮 ⇒ 再資源化

【 がれき類(石綿含有産業廃棄物) 】

- ・収集運搬 ⇒ 埋立

【 金属くず 】

- ・収集運搬 ⇒ 圧縮 ⇒ 再資源化

【 蛍光灯 】

- ・収集運搬 ⇒ 破砕 ⇒ 再資源化

【 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 】

- ・収集運搬 ⇒ 破砕 ⇒ 再資源化

【 廃電気機械器具 】

- ・収集運搬 ⇒ 破砕 ⇒ 再資源化

【 廃石綿等(飛散性) 】

- ・収集運搬 ⇒ 埋立

●産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)

大阪支社 安全品質・産廃処理適正化推進委員会		
1	委員長	取締役支社長
2	副委員長	副支社長
3	〃	副支社長
4	委員	総務部長
5	〃	総務部UR事業連携担当部長 (兼務)住生活事業部地域コミュニティ担当部長
6	〃	営業部長
7	〃	営業部 分譲管理等担当部長
8	〃	住生活事業部長 UR事業連携担当(兼務)
9	〃	住生活事業部 技術担当部長
10	〃	業務部長
11	〃	工事部長
12	〃	工事部 設備担当部長
13	〃	工事部 企画・設計等担当部長
14	〃	安全品質管理部長
15	〃	大阪中支店長
16	〃	大阪北支店長
17	〃	大阪南支店長
18	〃	兵庫支店長
19	〃	阪神支店長
20	〃	奈良支店長
21	〃	京都支店長
22	事務局	安全品質管理部 課長



産廃処理適正化推進部会		
1	部会長	安全品質管理部長
2	会員	総務部 総務課長
3	〃	営業部 技術営業課長(兼務)住生活事業部事業推進課課長
4	〃	業務部 業務推進課長
5	〃	住生活事業部次長 (事務取扱)住生活事業部推進課課長(事務取扱)工事部設備課課長
6	〃	営業部 技術営業課課長
7	〃	工事部 次長 計画課設備担当課長
8	〃	工事部 次長(事務取扱)工事課長
9	〃	工事部 計画課長(兼務)設計課長
10	〃	工事部 設備課長
11	〃	工事部 環境整備課長
12	〃	工事部 安全点検課長
13	〃	大阪中支店 工事課長
14	〃	大阪中支店 設備課長
15	〃	大阪北支店 工事課長
16	〃	大阪北支店 設備課長
17	〃	大阪南支店 工事課長
18	〃	大阪南支店 設備課長
19	〃	兵庫支店副支店長(事務取扱)工事課長
20	〃	兵庫支店 設備課長
21	〃	阪神支店 工事課長
22	〃	阪神支店 設備課長
23	〃	奈良支店 工事課長
24	〃	奈良支店 設備課長
25	〃	京都支店 工事課長
26	〃	京都支店 設備課長
27	事務局	安全品質管理部 課長



産業廃棄物の適正処理にかかる協議会	
・毎月1回開催 ・各支店にて開催(大阪中支店・大阪北支店・大阪南支店・兵庫支店・奈良支店・京都支店・阪神支店) ・担当者は各支店の会員(推進部会 13～26) ・推進部会にて決定した事項を関係する社員へ連絡 ・関係する社員に対する教育や啓発	